

杉並区会計年度任用職員(専門職)

【言語聴覚士】募集案内

令和7年12月
杉並区

【1】採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分	勤務様	採用予定数	勤務場所	
会計年度任用職員 (専門職)	言語聴覚士	8:30~17:15 (休憩時間1時間含む) 月16日	若干名	障害者施策課 こども発達センター 高井戸東1-18-5

(2) 仕事内容

- ① 乳幼児の発達支援（児童発達支援事業：個別指導、集団指導、家族支援）
- ② 保育所等訪問支援事業
- ③ 支援計画の作成、言語検査

(3) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※条件付採用期間（試用期間）1か月

※公募による再度の任用（更新）制度あり

(4) 応募資格

- ① 言語聴覚士の資格を持ち、療育業務の経験がある方。
- ② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【2】申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、資格の証明書の写しを添付の上、申し込んでください。なお、申込書に職務経験等が記入しきれない場合は別紙で添付してください。

申込方法	申込期限	送付先・申込場所
郵送 または 持参	<u>令和8年1月30日（金）まで（必着）</u> (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで)	〒168-0072 杉並区高井戸東1-18-5 杉並区立こども発達センター

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（専門職）【言語聴覚士】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表		合否にかかわらず、令和8年2月6日（金）までに第一次選考受験者に結果通知を発送します。

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○令和8年2月10日（火）または2月12日（木）（予定） (詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○杉並区立こども発達センター	
方 法	面 接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和8年2月下旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【5】 報酬・手当

日額 27,175円（令和7年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当・勤勉手当を支給します。（6か月以上の任用期間がある場合に支給します。）

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、月16日勤務です。
ただし、事業の都合により土曜・日曜・祝日法の休日に勤務となる場合があります。

- ◇ 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務（休憩時間は別途60分）です。
- ◇ 年次有給休暇が任期・勤務日数に応じて付与されます。
- ◇ その他に、慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 勤務形態に応じて、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 勤務形態に応じて、年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。（期末手当該当者のみ）

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設される地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申し込み・問合せ先

杉並区役所 保健福祉部障害者施策課こども発達センター

〒168-0972

東京都杉並区高井戸東1-18-5

TEL: 03-5317-5661

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>